

埼玉県消費生活基本計画(第7期)の進捗状況

○評価項目137項目の自己評価

自己評価	項目数
A (高い水準で実施した)	22
B (適切に実施した)	115
C (達成水準を下回り 適切に実施できなかった)	0
合計	137

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小) 取組内容(細)									
1 問題解決体制の充実									
(1)消費者相談体制の充実									
ア 相談・ 苦情処理 体制の充 実	(7)	消費者の権利及び利益の確保を図るため、県消費生活支援センターに消費生活相談員を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行います。また、高度で解決困難な事案や広域的に対応が必要な事案については消費者問題解決プロジェクトチームで対応するほか、職員・相談員の資質向上のための研修を実施します。	相談・苦情受付件数(件数)	12,000 件	1 消費生活支援センターに消費生活相談員20人を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行った。また、主任消費生活相談員を7人配置した。	11,789 件	B	1 消費生活相談員の配置や問題解決プロジェクトチームの設置により、高度に専門的知見が必要な案件を含め、相談事案の円滑な解決が図れた。 2 職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。	消費生活支援センター
	(4)	国と都道府県及び市町村を結ぶオンライン・ネットワークシステムである全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)により、全国の消費生活相談情報を活用し、速やかな消費生活相談・消費者教育・消費者啓発・事業者指導への反映を図ります。	相談情報の入力件数(件数)	55,000 件	1 相談情報の入力件数 60,698件 2 相談カード入力等の市町村支援 県内63市町村 3 職員・相談員の資質向上のための研修の実施 (1)新規採用消費生活相談員研修(1回) (2)新任消費者行政担当職員研修(1回) (3)市町村相談員の個別受け入れ研修(随時)	60,698 件	B	計画した取組を予定どおり実施した。	消費生活支援センター
	(7)	商品(製品を含む、以下同じ。)やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。また、商品に対する相談や苦情を適切に処理するに当たり、商品テストを実施するとともに、その結果を公表します。さらに、欠陥商品による危害の原因究明を行うため、国の各試験検査機関や民間機関等との緊密な連携を図ります。	くらしの110番、ホームページ等の情報発信	8件	・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 19件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 47件	68件	B	消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。	消費生活支援センター
			なし	なし	消費者庁に通知した消費者事故情報の通知件数 1,166件 うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 98件 内訳： 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 21件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 4件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 1,145件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 94件)	なし	B	庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)										
(小)				取組内容(細)						
(続き) ア 相談・ 苦情処理 体制の充 実	(ウ)		(続き) 商品(製品を含む、以下同じ。)や サービスの使用等により生じた危 害・危険について、迅速に情報収 集や必要な調査を行うとともに、 被害の拡大を防ぐため、速やかに 県民に情報提供します。 また、商品に対する相談や苦情を 適切に処理するに当たり、商品テ ストを実施するとともに、その結 果を公表します。さらに、欠陥商 品による危害の原因究明を行う ため、国の各試験検査機関や民間 機関等との緊密な連携を図りま す。	くらしの110 番、ホーム ページ等で の情報発信	8 件	・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技 術的な説明・資料提供・対応の助言)の実施件数 171件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 1件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政 法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した 商品テストの実施件数 0件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の 件数 19件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した 消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓 発又は商品テスト結果の情報提供件数 47件	68件	B	商品(製品)やサービスの使用等によ り生じた危害・危険などの消費者事 故について迅速な情報収集等を行 い、速やかな関係機関への通知と被 害拡大防止のための県民への情報提 供を推進した。 商品に対する相談や苦情については 適切に対応し、商品テストの実施結果 を公表した。	消費生活支 援センター
				なし	なし	・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政 法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した 商品テストの実施件数 0件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した 消費生活用製品事故の件数 2件	なし	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)、独立行政法人国民生活セン ター又は民間の試験機関等と連携し て商品に係る相談・苦情の原因究明 を推進した。	消費生活支 援センター
	(イ)		県民相談、薬事相談、建設工事紛 争相談、宅地建物取引相談、住宅 相談等の相談体制の充実及び強 化を図ります。	総相談件数	1,650 件	○ 県民相談 県民相談の実施(祝日、年末年始を除く) 県民相談実姉総件数 1,355件 (内訳)県行政 542件 その他行政 190件 民事・家庭 623件 (相談実施場所) 県民相談総合センター (電話、メール等、来所) 1,355件	1,355 件	B	弁護士等の法律相談はなくなった が、相談者の意向に沿う対応をして いる。	県民広聴課
				なし	なし	建設工事請負契約に関する当事者間のトラブルについて 相談を受け、解決に向けての適切な指導や助言を行っ た。 ○令和7年度相談件数 419件	なし	B	受けた相談について、問題解決に向 けての適切な助言や情報提供を行っ たため。	建設管理課
				相談件数	2,000 件	県民からの相談に迅速に対応した。また、相談内容は医 薬品や健康食品に関することだけでなく、医療機関に関 することなど幅広いため、必要に応じて医療整備課(医療 安全相談)等と連携して対応した。 相談件数2,818件	2,818 件	A	県民からの医薬品等に関する相談に 迅速かつ適切に対応した。	薬務課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
(続き) ア 相談・ 苦情処理 体制の充 実	(i)	(続き) 県民相談、薬事相談、建設工事紛 争相談、宅地建物取引相談、住宅 相談等の相談体制の充実及び強 化を図ります。	検討会議の 開催 (R5～：弁護 士相談の実 施日数)	23日	苦情・相談に対しては、電話及び窓口で対応するとともに、宅地建物取引業者に対し指導・監督を行い、民事紛争については、弁護士による法律相談の活用を促した。また、業界団体と不動産トラブル未然防止のための検討会議を開催した。 ○苦情・相談件数 電話相談 4,824件 窓口相談 253件 弁護士相談 19回(42件) ○業者等に対する指導・監督 文書勧告 101件 監督処分 12件 ○検討会議 1回	19日	B	宅建業者に対する指導・監督は必要に応じて速やかに実施し、苦情・相談に対しては弁護士相談を活用するなどして問題解決の手助けを行うことが出来た。	建築安全課
			<住宅相談業 務委託>	・なし	<住宅相談業務委託> 住まいに関する以下の相談に対応した。 相談件数：9,761件 ・法律相談 ・マンション管理相談 ・リフォーム相談 ・その他一般的な相談			<住宅相談業務委託> 相談窓口とオンライン相談などの相談方法を充実させたことで、多くの相談に対応することができた。	住宅課
			<住宅リ フォーム相談 > ・相談員派遣 件数(回数) ・業者育成講 習会(回数)	・24回 ・1回	<住宅リフォーム相談> 高齢者や子育て世帯などのニーズに配慮した住宅リフォームを促進するため、大宮駅コンコース内「住まい相談プラザ」において、住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。また、リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施した。	・相談員 派遣件数 23回 ・業者育 成講習会 1回	B	<住宅リフォーム相談> 当初計画したとおり、相談窓口の設置と講習会を開催できた。相談員の派遣件数も概ね計画のとおりであり、適切に実施できた。	
	(o)	県内の医療機関(病院・診療所・歯 科診療所・助産所)及び薬局等の 情報提供の充実を図ります。	登録薬局割 合(%)	100%	薬局機能情報について、県内薬局から年1回の定期報告及び随時報告を受けて登録情報を更新し、インターネット上で県民に公表した。 公表施設数 3,146施設(95.7%)	95.7%	B	オンライン報告で随時最新の情報を登録、更新し、インターネットで公表したことでのその情報は多くの県民に閲覧された。	薬務課
			なし	なし	県内の医療機関に定期報告を依頼し、国が運営する医療機関検索システム「医療情報ネット(ナビイ)」で医療機関の情報を公表した。	なし	B	県民等に必要な医療機関・薬局機能情報を利用しやすい形で提供することにより、安心して自らが望む医療機関を選択することができるサービスを提供できたため。	医療整備課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	(続き) ア 相談・ 苦情処理 体制の充 実	(オ) (続き) 県内の医療機関(病院・診療所・歯 科診療所・助産所)及び薬局等の 情報提供の充実を図ります。	改訂版名簿 の公表	年1回	埼玉県病院・救急診療所名簿を作成、インターネットで公 表した。	年1回	B	年1回「病院・救急診療所名簿」の改 訂版を発行し、県民の医療機関選択 等の便宜に資することができた。	医療整備課
	イ 市町村 の相談・苦 情処理体 制の充実	県民にとって身近な存在である市町 村の相談体制の充実を促進します。	消費生活相 談窓口のあ る市町村数	63 市町村	埼玉県消費者行政活性化補助金等を活用した市町村事 業の支援を行った。 市町村消費者行政担当課長会議を1回開催し、市町村と の意見交換を実施した。	63 市町村	B	市町村消費生活相談窓口の充実支援 をした。	消費生活課
			市町村担当 職員、相談員 を対象にした 研修等の実 施(回数)	17回	1 市町村担当職員、相談員を対象にした研修会の実施 (1)消費者契約に関する基礎法令事例研究会(12回) (2)その他、消費者行政担当職員、消費生活相談員向け 研修(5回) 2 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回 訪問等 (1)助言・情報提供等 随時 (2)巡回訪問等 年間101回	17回	B	職員・相談員研修の開催等により、複 雑・多様化する相談事案に適切に対 応できる専門性の習得が図られた。	消費生活支 援センター
	ウ 高齢者 等に対す る相談体 制等の充 実	介護保険やその他福祉サービス等に 関する利用者や家族からの相談に適 切に対応する体制の充実を図ります。	なし	なし	介護サービスに対する相談、苦情の窓口を設置している 保険者(市町村)に対する支援を行った。61/61保険者 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施している苦情処 理業務に対し、事業費の一部を補助し、相談・苦情に適切 に対応する体制の充実を図った。 各保険者において適正に介護サービスが提供されるよ う、介護給付適正化に係る担当者説明会等(主催:国保 連)に県職員が説明者として参加し、事業の説明を行っ た。	なし	B	市町村介護保険担当者研修等を通じ て、介護保険制度の改正等の情報を 保険者(市町村)に対して適宜、迅速 に提供した。 また、保険者(市町村)が対応に苦慮 する利用者や家族からの相談・苦情 について、保険者(市町村)の問い合 わせに個別に応じることで、保険者 (市町村)が適切に対応できる体制を 支援した。	地域包括ケ ア課
			なし	なし	1 権利擁護相談 生活相談や専門相談の受付件数 544件 2 援助・救済 事実関係を調査の上、権利侵害者や関係者との調整・交 渉、本人の意向の代弁等の援助を行い、問題解決を支援 3 普及・啓発 権利擁護思想の普及を図るため、啓発・広報活動を実施	なし	B	埼玉県社会福祉協議会に設置されて いる権利擁護センターにて、年度を 通じ、適切に相談業務及び権利侵害 の防止、救済を行うことができたた め。	地域包括ケ ア課
			聴覚障害者 相談件数	なし	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延 べ3,130件の相談に対応した。	なし	B	埼玉聴覚障害者情報センターに配置し た2名の相談員が、センター及び県内各 地で聴覚障害者等の相談に応じるこ とで、聴覚障害者の地域社会における 自立した生活を支援することができた。	障害者福祉 推進課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	エ 外国人 に対する 相談体制 の整備	言葉や習慣の違い、情報不足等により日常生活で不便を感じ支障を来している外国人が安心して安全に生活できるよう、相談体制の充実を図ります。	相談実施件数	6,175 件	○外国人総合相談センター埼玉での相談事業の実施(委託) 令和7年度相談件数 5,779件(令和8年3月末時点) ○県、市町村、NGOの外国人生活相談員向けの専門研修会の開催 年1回	5,779 件	B	外国人総合相談センター埼玉において、外国人を対象とした多言語による相談窓口として、生活相談のほか出入国在留管理制度、労働、法律、福祉などの専門相談に対応した。県、市町村、NGOで外国人相談に携わる人向けの研修会において、専門家による講義の実施、相談員同士での情報交換の機会を提供することで、県内の外国人相談体制の充実・強化につなげることができた。	国際課
	オ 多重債務対策	多重債務対策協議会の活動等を通じ、総合的な多重債務者への支援を行います。	協議会の開催回数	6回	・協議会の開催 6回 ・多重債務者無料相談会の開催 10会場	6回	B	協議会を通して多重債務に関する情報共有と無料相談会を実施できた。	消費生活課
	(2)紛争の適切な解決								
	ア 裁判外紛争解決の推進	相談窓口では解決が困難な苦情等について、必要に応じて審議会の消費者苦情処理部会でのあっせん又は調停を実施し、紛争解決を進めます。	消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託	1件	消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託 該当なし	0件	B	苦情処理部会に付託することが適当とされる事案がなかった。	消費生活支援センター
	イ 他の裁判外紛争解決機関との連携	適正かつ迅速に被害の救済を図るため、裁判外紛争解決を行う関係機関、事業者団体等と情報交換を行い、連携を図ります。	埼玉弁護士会との基礎法令事例研究会及び懇談会の開催数	13回	1 埼玉弁護士会との取組 (1) 埼玉弁護士会との共催で基礎法令事例研究会及び懇談会開催 事例研究会 12回 懇談会 1回 (2) 埼玉弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携相談 内容に応じて随時行った。 2 多重債務等の相談に関する司法書士会等への連携を相談内容に応じて随時行った。 3 県単独で処理することが困難な案件について、国民生活センター紛争解決委員会への連携を、相談内容に応じて随時行った。	13回	B	弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携などを行うことにより、適正かつ迅速に被害の救済を行うことができた。	消費生活支援センター
ウ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体と連携した取組	消費者被害の拡大防止に取り組む内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体及び被害回復に取り組む特定適格消費者団体と情報交換を行い、連携した取組を進めます。	なし	なし	2回開催した(令和7年10月27日、令和8年2月17日) また、県ホームページなどを通じて、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知を図った。	なし	B	連絡協議会の開催を通して、適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の取組を支援した。 また、県ホームページに掲載等を行うことにより、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知が図れた。	消費生活課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	(続き) ウ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体と連携した取組	(続き) 消費者被害の拡大防止に取り組む内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体及び被害回復に取り組む特定適格消費者団体と情報交換を行い、連携した取組を進めます。	なし	なし	1 情報交換会及び電話や電子メールを用いた随時の情報交換を行った。 2 適格消費者団体と締結した覚書に基づく相談情報の提供(依頼)…1件 3 適格消費者団体との意見交換会…2回	なし	B	情報交換等に基づく情報提供が、事業者による不当条項の停止等の働きかけにつながり、消費者被害の拡大防止が図られた。	消費生活支援センター
(3)消費者事故への迅速な対応									
	ア 危害・危険・事故情報の収集、調査及び発信	商品やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行います。また、事故等による被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。	なし	なし	消費者庁に通知した消費者事故情報の通知件数 1,166件 うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 98件 内訳： 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 21件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 4件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 1,145件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 94件)	なし	B	庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。	消費生活課
			くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 19件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 47件	68件	B	消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。	消費生活支援センター
	イ 商品テストの実施	商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、商品テストを行います。	くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明・資料提供・対応の助言)の実施件数 171件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 1件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 0件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 19件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 47件	68件	B	商品(製品)やサービスの使用等により生じた危害・危険などの消費者事故について迅速な情報収集等を行い、速やかな関係機関への通知と被害拡大防止のための県民への情報提供を推進した。 商品に対する相談や苦情については適切に対応し、商品テストの実施結果を公表した。	消費生活支援センター
	ウ 試験検査機関等との連携強化	商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、試験検査機関等との緊密な連携を図ります。	なし	なし	・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 0件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 2件	なし	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
2 適正取引と事業者指導の強化									
(1)消費者取引の適正化									
	ア 悪質事業者への処分	特定商取引法をはじめとする関係法令を厳正に適用して、不当な取引行為に対する事業者への処分・指導を強化します。 また、事業者に対する処分を行った場合は、ホームページでその内容を公表します。 さらに、処分を受けた事業者が再び悪質な行為を繰り返さないよう、フォローアップを行います。	特定商取引法及び県条例に基づく処分・指導件数	150件	特定商取引法等に基づく行政処分:計7件 (内訳)指示処分:2件 業務停止命令:2件 業務禁止命令:3件 特定商取引法及び県条例による行政指導:計111件 (内訳)対面指導:34件 文書指導:77件	118件	B	消費者被害の拡大を防止すべく111件の行政指導を行ったほか、悪質事業者に対し、7件の処分を行った。更に、より迅速にアプローチできる文書指導を積極的に実施した。	消費生活課
	イ 広域連携による対応	本県だけでは対応が難しい広域的な悪質商法事案について、国や関係する自治体と連絡・協議を行い、処分・指導を進めます。	他都県との合同処分・指導案件数	12件	広域的に悪質行為を行う事業者に対応するため、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡の5都県で構成する「五都県悪質事業者対策会議」及び埼玉、茨城、栃木、群馬の4県で構成する「北関東四県悪質事業者対策会議」を開催した。 その他、悪質事業者に係る情報交換を行い、他都県との同時処分及び合同指導を実施した。 ・五都県悪質事業対策会議の開催…6回 ・北関東四県悪質事業者対策会議の開催…2回 ・他都県との同時処分…0件 ・他都県との合同指導…13件	13件	A	会議等を通じて他都県との連携を密に行うことにより、広域的に活動する事業者に対し、目標値を上回る13件の合同指導を実施することができた。	消費生活課
	ウ 関係機関及び関係団体と連携した取組	悪質事業者に厳格に対応するため警察との連携に努めるとともに、市町村等の消費生活相談の情報を活用して悪質事業者の処分・指導に取り組みます。	関係機関との情報交換を目的とした会議の実施	16回	悪質事業者の処分及び指導を進めるため、警察部門や県・市町村の消費者センター等が出席する対策会議において情報交換を行った。 ・消費生活支援センター相談担当との連絡会議の開催…12回 (消費生活課・消費生活支援センター) ・悪質事業者対策連絡会議の開催 …2回 (消費生活課・消費生活支援センター及び県警本部) ・消費者取引情報連絡会への出席 …1回 (関東経済産業局主催、消費者庁、関東管区警察局、各県警、各都県) ・防犯連絡会議への出席…1回 (県消費生活支援センター主催、消費生活課、各市町村、関東財務局、関東経済産業局、県警、各警察署)	16回	B	当初計画のとおり各会議等に参加することにより、各機関が把握する消費者被害状況や悪質事業者の手口等の情報を共有でき、調査に係る知見等の向上及び各機関との密な連携を図ることにつながったため。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 **A** : 計画した取組について高い水準で実施した **B** : 計画した取組について適切に実施した **C** : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)										
(小) 取組内容(細)										
(2)事業者指導										
ア 事業者 に対する 指導の充 実・強化	(7)		消費者取引に関係の深い法律(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、旅行業法、貸金業法、宅地建物取引業法等)に基づき、関係事業者に対する指導等を行い、適正な事業活動の促進を図ります。	・販売所等への帳簿検査件数	書類帳簿 検査 160件	液化石油ガス販売所等への帳簿検査*109件 液化石油ガス販売所等への立入検査 68件 *液化石油ガス価格高騰対策支援事業に注力したため、令和8年度に検査を延期した事業者が存在する。	書類帳簿 検査 109件	B	販売所等への書類帳簿検査は計画どおりに実施できなかったが、立入検査は目標値を超えて実施し、指導事項があった事業者に対しては適宜改善を確認したため。	化学保安課
				・販売所等への立入検査件数	立入検査 38件		立入検査 68件			
				貸金業者立入検査実施率(%)	100%	1 貸金業者に対する指導・監督 (1) 登録に関する事務の実施及び指導 (2) 登録業者に対する立入検査の実施(全対象登録業者) (3) 登録業者に対する業務報告書及び事業報告書の徴収(全対象登録業者) (4) 法令違反業者に対する指導 (5) 登録業者の適切な業務運営に資する情報の提供 2 消費者金融問題の防止・救済対策 (1) 近隣都県や関係団体と連携した消費者金融利用者への注意喚起 (2) 県知事登録貸金業者に関する苦情及び相談・照会への対応 (3) 消費者金融等の利用に関する相談・照会への対応 3 日本貸金業協会との連携 (1) 登録申請書・届出書等受付事務の委託 (2) 会員業者に対する業務適正化指導	100%	B	対象となる全登録業者に対し立入検査を実施した。 ※令和7年度立入検査実施対象業者数:23業者 近隣都県、関係団体と連携して消費者金融利用者への注意喚起を行った。	経営・金融 支援課
				立入検査の回数	40回	・旅行業者等及び旅行サービス手配業者の登録・更新申請、登録事項変更の届出等の事務を行った。(事務処理件数:87件) ・旅行業務に関する取引の公正の維持のため、登録旅行業者等の営業所への立入検査を実施した。(実施件数:31件)	31回	B	・旅行業者等及び旅行サービス手配業者の登録・更新申請、登録事項変更の届出等の事務を適切に行った。 ・立入検査について、実施件数が目標値を下回ったものの、旅行業者等に対して適正に指摘・指導を行うことができた。	観光課
				事務所立入検査の実施(件数)	50件	宅地建物取引業者に対して立入検査を実施し、宅地建物取引業者としての事務所の設置を確認するとともに、帳簿等の記載や事務所内の標識掲示等に関する指導を行った。 事務所立入検査 51件	51件	B	立入検査は、必要に応じて速やかに実施するとともに、事務所立入検査のうち、事務所の不確知情報については業界団体からの情報提供も踏まえて実施した。	建築安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)							
(続き) ア 事業者 に対する 指導の充 実・強化	(イ)	有害物資を含む家庭用品による健康被害を未然に防止するため、家庭用品の買上検査を実施し、有害物資が検出された場合は、関係事業者に対して製品回収等の改善を指導します。	家庭用品の 検査数	55検体 衣類等繊維製品の家庭用品の買上検査を実施し、ホルムアルデヒド等の有害化学物質を含有する製品の流通を防止した。 検査項目/検体数 ①ホルムアルデヒド / 50検体 ②アゾ化合物 / 5検体 検査結果 基準値超過なし	55検体	B	関東・東海ブロック家庭用品安全対策会議において、買上検査や違反発見の状況等について各自治体と情報を交換するとともに、家庭用品安全対策の連携を図った。	薬務課
	(ロ)	理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施するとともに、営業者の衛生、安全性に関する自主管理体制の強化を促します。	監視件数	2,252件 理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場の各営業者に対し、営業施設の許可・確認及び監視指導等を行い、各法令に基づく衛生基準の確保を図った。また、自主管理体制の強化を指導した。 【監視頻度】 ・循環式浴槽のある公衆浴場・旅館：1回／3年 ・前年度許可等施設：年度内に1回 ・前年度レジオネラ苦情等施設：年度内に1回 ・それ以外の施設：1回／6年	3,365件	A	令和5年度から、令和4年度までの営業種別による一律的な監視頻度を廃止し、レジオネラ等の衛生上の危害を考慮した監視頻度を設定した。新しい計画のもと、目標よりも高い水準で計画的な監視指導等を実施できたため。	生活衛生課
	(ハ)	医薬品の品質、有効性や安全性を確保するため、医薬品の製造業者及び販売業者等に対する立入検査及び指導を実施します。	健康食品の 買上検査	80件 (1)薬局等の立入検査 施設数 36,188件 立入検査数 7,295件 立入検査率 20.2% 医薬品等の収去(抜き取り)件数 27件、うち違反件数 0件 (2)健康食品の買上検査等 健康食品買上件数81件、うち成分検査違反件数0件 表示検査違反数20件 健康食品取扱事業者等講習会(動画配信)の実施、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットの掲載及び健康食品取扱事業者等への周知。	81件	B	健康食品に係わる関係各課で、買い上げた健康食品の表示、内容物の検査を行うことができた。また、健康食品取扱事業者等を対象とした講習会(動画配信)を開催し、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットを掲載し、周知することができた。	薬務課
	(3)表示・計量の適正化							
ア 表示の 適正化	(ニ)	景品表示法に基づき、近隣都県等との連携を図りながら、事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視及び指導を行います。	景品表示法 に基づく措置 命令・指導件 数	70件 ・商品やサービスにおける様々な表示に係る監視及び指導指導…59件(文書指導55件、口頭指導4件) ・大学高校との連携による広告表示の監視 不当表示に対する監視指導を強化するため、県内2大学、6高校と連携して広告調査を行った。 ・他都県との連携による事業者への指導 五都県広告表示等適正化推進協議会(埼玉、東京、神奈川、千葉、静岡)において情報交換等を行った。他都県との合同による口頭指導…4件 ・インターネット適正広告推進事業 インターネット広告における不当表示について消費者に対し啓発を行うとともに監視を行い指導した。文書指導…38件	59件	B	事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視や指導を実施した。景品表示法に基づく措置命令・指導については、目標をやや下回る59件であった。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
(続き) ア 表示の 適正化	(イ)	医薬品等の広告の記載内容が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触しているかを確認し、必要に応じて指導や取締りを行い、広告の適正化を図ります。	薬局等の立入検査件数	8,000 件	・薬局等の立入検査 施設数 7,295件	7,295 件	B	医薬品等に関するインターネット上の広告について、関係各課と連携し、販売業者の指導、他都道府県への通報等により、広告の適正化を図ることができた。	薬務課
	(ロ)	消費者の適切な選択機会の確保を図るため、家庭用品の品質表示の適正化を推進します。	なし	なし	権限移譲市町村(40市23町村)からの家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施報告の取り纏めを実施した。 ○令和7年度立入検査実施店舗数 県内各市 54件 権限移譲済町村 11件 合計 65件	なし	B	権限移譲市町村からの立入検査及び実施報告に関する問い合わせに対する助言や実施報告提出のフォローを実施したことにより、全63市町村から報告を受け、期限内に取り纏めを完了できたため。	イノベーション創造課
	(エ)	食品表示法等の食品関係法に基づいた表示制度の周知や適正表示についての監視指導、実態調査を実施し、不適正な表示については事業者に対する是正指導を実施します。	食品買上検査数(食品数)	なし	・食品等事業者向けの食品表示法(保健事項)、健康増進法に基づく適正表示の研修・説明会 【開催回数 3回 参加者 204人】 ・地域で流通する食品の栄養成分表示パトロールの実施 【パトロール実施回数 69回 指導・相談 185件】 ・県民への普及・啓発 【開催回数 29回 参加者 1,570人 相談件数 30件】	なし	B	食品等事業者向けの研修・説明会や県民向けの普及啓発を実施した。	健康長寿課
			監視施設数	2,000 件	「表示等に関する監視指導の強化」「食品営業者への周知・指導」「関係機関と連携した対応の強化」に重点を置き、立入等を行った。 立入検査件数 2,781件	2,781 件	A	アレルギーや遺伝子組換え食品表示等、確認及び指導を行った。	食品安全課
			食品表示調査員による調査件数	2,000 件	県民100名を食品表示調査員として委嘱し、年間約2,000件の食品表示状況調査を実施した。 県内の食品販売店で米・魚類(本マグロ、真鯛)・精肉(黒豚、黒毛和牛)を購入し、DNA鑑定による食品の品質表示の確認調査を実施した。 食品表示に関する問い合わせ窓口を設置し、食品表示に係る相談や苦情を受け付けた。 県民や事業者から通報のあった不適正表示の疑義案件に対し、立入調査・指導等を実施した。	2,079 件	A	食品表示調査員に対し、年2回の研修(動画視聴)を行い、食品表示に関する知識の習得を行った。 また、昨年度定めた指標(報告件数2,000件)を上回る調査報告件数を確保し、食品表示の適正化に努めた。	農産物安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
	(小)	取組内容(細)							
	イ 計量の 適正化	適正な商品の取引を確保するため、食料品小売店及び製造工場の商品量目検査、事業所等に対する特定計量器の有効期間・管理状況の立入検査などの実施により、計量の適正化を推進します。	商品量目の 内容量不足 の割合 特定計量器 の検定有効 期間満了の 割合	1.4% 1.6%	スーパーマーケット等の食品販売事業者に対し、店舗・工場等で詰め込み、計量を行い販売している商品の内容量や計量器の取扱状況について検査を行った。また、取引や証明に検定有効期限付き特定計量器を使用している供給事業者に対し、有効期限の管理状況等について現地調査を行った。 【立入検査項目】 ○商品量目 ○特定計量器(質量計、燃料油メーター、ガスメーター、水道メーター)	4.0% 0.1%	B	適正な商品等の取引を確保するため、商品量目及び特定計量器に係る立入検査を計画どおりに行った。商品量目で不足のあった事業所については、再度の立入検査や個別の研修会などにより、再発防止に務めた。	計量検定所
	(4)生活物資の安定供給								
	ア 価格・ 需給動向 の調査及 び監視	生活必需物資の安定的な供給を図るため、必要に応じ価格や需給の動向を調査し、消費者への情報提供を行います。また、事業者等に対し供給について協力を要請します。		年末年始物 価動向調査 の実施回数	1回	○年末年始期の生鮮食品等価格動向調査の実施 ・年末年始の生鮮食品とガソリン・灯油の価格動向調査を実施した。 ○「生活必需物資に関する価格動向等調査」の実施 ・エネルギー価格・原材料価格の高騰等により、生活必需物資の値上がりが続く、県民生活への影響が懸念されることから、生活必需物資の価格を調査して実態を把握し、毎月1回県ホームページで情報提供を行った。 ・調査対象品目：①食料品・日用品(23品目)、②石油(2品目) ・調査方法：食料品・日用品については、県内所在スーパーマーケットへの販売価格(特売 価格を除く)のアンケート調査を実施。石油に関しては、資源エネルギー庁発表の「石油製品価格調査(給油小売価格調査)」の結果を活用)。 ○「イラン情勢に伴うモニタリング調査」の実施 ・イラン情勢に伴う生活物資等への影響を把握するため、県内大型店舗等へのモニタリング調査及び業界3団体への価格動向調査の実施	1回	A	・価格動向調査については、物価の高騰が続いていることから、昨年度に引き続き、毎月調査を継続。県内在店舗の大手スーパーの協力の下、調査及びその結果の情報提供を12回行うことができた。 ・イラン情勢に伴うモニタリング調査については、関連企業や業界の協力の下、3月以降毎週実施することができた。
イ 生活物 資の安定 供給	(7)	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。	タマシヤモヒ ナ年間生産 羽数	22,000 羽	高品質畜産物生産振興事業 高品質肉用鶏「彩の国地鶏タマシヤモ」について、ヒナ供給の充実及び生産農家への飼養技術指導の実施により、生産振興を図った。農家へのヒナ配布数21,050羽。	21,050 羽	B	経営継続農家に、おおむね目標どおりの供給を行った。	畜産安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)										
(小) 取組内容(細)										
(続き) イ 生活物 資の安定 供給	(7)	(続き) 多様な消費者ニーズに対応した、 新鮮で品質の高い農産物や畜産 物の生産体制の整備と価格の安 定対策を推進します。	・中核的養豚 農家(飼養頭 数1,100頭以 上)経営安定 対策事業加入 率 ・中核的養鶏 農家(飼養羽 数3万羽以上) 鶏卵価格安定 対策事業加入 率	96% 100%	1 肉用子牛価格安定対策事業 肉用子牛価格差補てん事業における生産者積立金の一 部を助成。県持分の積立準備金から生産者積立金へ 1,443,600円繰入充当。 2 養豚経営安定対策事業 養豚経営安定対策事業における生産者積立金の一部を 助成。 ①対象数量 肉豚139,303頭 ②補助単価 14円/頭 ③ 補助金額1,950,242円 3 鶏卵価格安定対策事業 鶏卵価格差補てん事業における価格差補填金の発動が なかったため、計画を中止した。	96% 90%	B	加入者に対する価格安定に資する セーフティーネットとしての本事業を 適切に実施したものの、本事業に未 加入の中核的養鶏農家がいたため達 成水準を下回った。	畜産安全課	
			なし	なし	本県産の指定野菜等の市場価格が低落した際に、価格差 補給金を交付するための準備金を国・県・生産者で造成 するため、独立行政法人農畜産業振興機構等に対し助成 する。 価格差補給金の造成 1 指定野菜価格安定対策事業 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 3 埼玉県野菜価格安定事業	なし	B	価格低落が認められた野菜につき、 その低落額に応じた価格差補給金が 円滑に交付されるよう、国、独立行政 法人農畜産業振興機構、公益財団法人 埼玉県青果物価格安定資金協会等 と連携して資金造成を行い、事業を 実施した。	生産振興課	
		(4)	県民への生鮮食料品の安定供給 を確保するため、卸売市場の適正 な運営の確保、経営の改善、市場 関係者等の資質の向上を図りま す。	なし	なし	卸売市場の運営状況を把握するため、書面審査及び現地 調査を行った。また、市場開設者等を対象に研修会を開 催し、あわせて市場関係者間での情報交換を行った。 ・現地調査指導 7市場 ・実態調査 27市場 ・卸売市場関係者研修会 1回	なし	B	計画どおりに取組を実施できたた め。	農業ビジネ ス支援課
	(7)	地域商業の振興を図るため、県内 商店街の活性化を促進し、魅力と 活力ある商店街づくりを進めま す。	なし	なし	①ソフト事業補助:23件 ②ハード事業補助:12件 ③スーパー・シティ:1件 ④循環型:2件 ⑤新たな担い手:2件 ⑥専門家等派遣事業:21件 ⑦担い手(人材)育成事業(全4回):延べ113名	なし	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サー ビス産業支 援課	
ウ 災害時 における 生活物資 等の確保	(7)	災害時における生活支援活動を 円滑に推進するため、生活物資の 輸送等に必要な車両の事前確認 を行います。	緊急通行車 両等事前審 査の実施	なし	協定締結団体等からの申出に基づき、緊急通行車両確認 証明書の交付業務を行った。 (令和7年度緊急通行車両確認証明書発行車両台数は 1,043台)	1,043 台	B	県と民間団体等との災害時応援協定 に基づき、災害時の相互協力体制の 円滑な運用を支えるため、協定締結 団体等からの証明書交付申請に対し 迅速かつ適正に対応した。	災害対策課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所	
(中)											
(小)		取組内容(細)									
	(ウ)	災害時における生活物資等の確保	(イ)	協同組合との連携により、生活物資の調達体制の確立を推進します。	なし	なし	令和7年度末時点で2組合(埼玉県生協連、コープみらい)が締結している。 県主催の防災訓練に参加した。 実効性をより確保するため、令和7年12月22日に県災害対策課、消費生活課と締結2組合で打合せを行い意見交換を行った。	なし	B	防災訓練への参加及び締結している協定の実効性を高めるための意見交換を行うことで、災害時に迅速に対応できる連携体制が整えられた。	消費生活課
					なし	なし	総合農協を対象に農協の実態把握を行う農協ヒアリング及び農協役員を対象とした会議を実施した。 令和8年3月末現在の防災協定締結状況 15農協、53市町	なし	B	農協ヒアリング等で協定の再確認や実態把握を行うことで、災害時に迅速に対応できる体制を整えた。	農業政策課
	(5)食品等の安全性の確保										
	ア	総合的な安全対策の推進	(7)	「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、全庁的・総合的な食品安全対策を推進します。	食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画(アクションプラン)の策定・公表	1回	食の安全推進会議の構成課を中心として関連事業をとりまとめ、「令和7年度埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を策定した	1回	B	当初計画した通り、年1回策定し、公表した。	食品安全課
			(イ)	食品営業者に対してHACCP(ハサップ) ^{※+} の考え方を導入した衛生管理方式に基づく衛生管理を徹底させ、食品の安全性確保の向上を図ります。 ※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析・重要管理点方式)とは、従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続的に監視することで、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法。	食品関連事業所における製品等の自主検査実施率(%)	95%	各保健所による、大規模事業者の施設及び広域流通食品等製造施設の監視時等において、自主検査状況を確認し、未実施施設に対しては自主検査実施を推進した。 自主検査実施率 96.2%(令和7年度末)	96.2%	A	当初の計画を超える96.2%の施設で自主検査実施を確認することができたため。	食品安全課
			(7)	全ての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるよう、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物資の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。	食品検査の実施率(%)	100%	○ 監視延件数 18,940件 ○ 食品検査数 1,375件 ・微生物検査 769件 ・残留農薬検査 160件 ・動物医薬品検査 146件	100%	B	各保健所、衛生研究所及び食肉検査センターと連携して、迅速に監視指導及び試験検査を実施した。	食品安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)										
(小)		取組内容(細)								
(続き) ア 総合的 な安全対 策の推進	(ウ)	(続き) 全ての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるよう、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物資の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。	食中毒発生 件数の減少	なし	○食中毒発生予防対策 ・パンフレットの配布、広報誌やラジオ等の広報により食中毒予防啓発を実施した。 ・食品等事業者への講習会の開催 実施回数 790回 参加者数 9,617人 ○食中毒発生時対策 ・食中毒発生時、保健所及び衛生研究所が連携し、迅速に調査及び検査を行い、事件処理及び再発防止指導を実施した。 食中毒事件数 13件 食中毒事件患者数 208件	なし	B	各保健所と衛生研究所が連携して、迅速に調査及び検査を実施した。	食品安全課	
			保健所への 解析情報の 還元及び関 係機関への 情報提供(回 数)	5回	1 感染症の発生を監視し、O157等腸管出血性大腸菌感染症の患者及び保菌者について、197例の情報を収集した。 2 患者、保菌者及び接触者を対象として収集した疫学情報419件をデータベース化した。 3 患者及び保菌者から検出された腸管出血性大腸菌106株を対象に遺伝子解析を行い、データベース上で疫学情報と統合した。 4 疫学情報と大腸菌の遺伝子解析情報により構築したデータベースから疫学的関連性を検討し、保健所等へ情報還元を行った(6回)。腸管出血性大腸菌感染症の流行期には、各保健所管内における患者及び保菌者の発生状況を週単位で集計し、速やかに関係機関へ情報提供を行った(13回)。 5 集団感染発生時に管轄保健所において現地での情報収集及び調査支援を行った。また、疫学情報の解析を速やかに行い、結果を管轄保健所に共有した(1事例)。複数の自治体に関連する広域食中毒の発生が疑われる場合などに行われる国からの照会に対しては、患者の疫学情報を速やかに食品安全課へ提供した(13回)。 6 事業説明を2回開催した。また、年間を通じて収集された情報を事業報告書として取りまとめ、関係機関に共有した。	6回	A	疫学情報の収集に努め、データベースを更新、監視体制を維持することで、県内の複数保健所にまたがる広域食中毒が発生していないことを確認した。 集団事例発生時には、現地での調査支援や疫学情報の解析を実施するとともに、大腸菌の遺伝子解析結果から、同一遺伝子型であることを確認した。 また、保健所や食品安全課に対し、適宜情報提供を行い、指標の数値目標を上回った。	衛生研究所	
			調査検体数	53検体	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響を確認するため、21品目、45検体の県産農産物等について調査を行った。 調査の結果、全ての検体において、基準値を超過するものはなかった。	45検体	B	収穫時期を迎えた品目を対象とした県産農産物等への放射性物質の影響調査、判明した調査結果の公表(県ホームページ)といった取組を概ね計画通り実施したため。	農産物安全課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
イ 総合的な安全対策の推進	(イ)	化学物質による環境リスクの低減を図るため、化学物質の適正管理及び環境コミュニケーションの普及を促進し、環境中への化学物質の排出抑制を推進します。	事業者向け研修会の開催(回数)	2回	1 正確でわかりやすい情報の提供 ・化学物質取扱量、排出量等の集計・公表(令和8年3月) ・啓発パンフレットの作成(令和8年3月) 2 環境コミュニケーションの支援 ・環境コミュニケーションの開催(10事業所) ・環境コミュニケーション研修会の開催(令和8年2月、15事業者・18名、対面開催) 3 化学物質の適正管理・排出抑制 ・化学物質対策セミナーの開催(R7.11~12動画配信(オンライン)、305名参加) ・多量排出事業者重点指導(令和8年1月、153事業所へ通知) 4 化学物質による環境影響等の調査研究 ・工業団地等周辺環境調査(1工業団地×年4回) ・化学物質環境実態調査(大気1か所・水質3か所×年1回)	2回	B	化学物質対策セミナーはオンラインで開催した。環境コミュニケーション研修会は対面で1回開催した。計2回の事業者向け研修会を開催し、目標値を達成した。	大気環境課
	(7)	食品等事業者や輸入食品の取扱施設等に対する監視指導を実施するとともに、輸入食品の残留農薬、指定外添加物等の検査を行います。	食品検査の実施率(%)	100%	○ 輸入食品検査数 96検体 ・微生物検査 10検体 ・残留農薬検査 24検体 ・食品添加物 37検体 ・動物用医薬品検査 25検体	100%	B	各保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査センターと連携して、適切に試験検査を実施した。	食品安全課
	(イ)	農薬使用者や販売店への啓発や指導、調査を実施し、農薬の安全かつ適正な使用、管理、販売を確保します。	農薬販売店立入調査件数	200件	農薬販売業者及び使用者への啓発指導により、農薬の安全使用、適切な管理及び適切な販売の徹底を図った。 ・広域防除安全対策推進 無人航空機安全対策会議(4月25日) ・農薬危害防止運動の推進 農薬安全使用講習会(4月25日) ・農薬販売業者に対する指導 立入件数 233件 ・農薬適正使用アドバイザー等の育成: 農薬適正使用アドバイザー認定研修会(10月31日) 農薬指導マスター認定研修会(1月19日) ゴルフ場農薬安全使用管理士研修会(1月26日) ・住宅地における農薬使用についてのリーフレットの作成配布(24,500部)	233件	A	農薬の安全かつ適正な使用について周知を図るとともに、適切な管理及び販売を推進することで、農薬による危被害防止が図られた。	農産物安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
(続き) イ 検査・ 監視体制 の充実	(7)	水道水の安全性を確保するため、 水源の水質監視や浄水過程及び 給水の水質検査等を行うととも に、水質検査の技術力向上や測定 精度の向上を図り、安全・安心で 良質な水道用水を供給します。	安全で良質 な水道用水 の安定供給 (適切な水質 検査の実施)	毎日・ 毎月	・適切な浄水処理の実施及び水道用水の安全を確保する ため、令和7年度埼玉県営水道 水質検査計画を策定し、水質検査を実施した。 ①定例検査: 原水、浄水等の毎日検査 8,245回 原水、浄水等の定期水質検査(毎月) 300回 水源河川等の月例調査 269回 ②浄水処理に係る水質検査 3,630回 ③調査業務に係る検査 調査実施数11件 ④水質異常等に係る検査 現場出勤回数46回 ・外部精度管理(国・県)に参加し、対象項目について精度 が良好であった。また、局内で内部精度管理を実施した。 ・保健医療部生活衛生課が主催する水質検査に係る研修 会や日本水道協会が開催する水 道研究発表会に参加した。	毎日・ 毎月	B	・令和7年度埼玉県営水道水質検査 計画に基づき、適切に水質検査を 実施し、水道水の安全性を確認した。 ・外部精度管理(国・県)に参加し、対 象項目について精度が良好であるこ とを確認した。また、局内で内部精度 管理を実施し、検査精度の向上を 図った。 ・保健医療部生活衛生課が主催する 水質検査に係る研修会や日本水道協 会が開催する水道研究発表会に参加 し、水質検査の技術力向上を図った。	(企) 水道管理課
			(1)水道水源 の監視(地点 数) (2)研修会の 開催(回数) (3)精度管理 の実施(回 数)	(1) 42地点 (2) 4回 (3) 1回	①水道水源の水質監視 河川水13地点 地下水27地点 ②研修会 浄水処理及び水質検査に関する研修 3回 水道研修会 1回 ③精度管理 1回	(1) 38地点 (2) 5回 (3) 1回	B	計画した取組について適切に実施し た	生活衛生課
ウ 安全・ 安心な食 品の生産・ 供給	(7)	養殖魚介類の衛生管理を推進す るため、養殖業者等に対する啓 発・指導を推進し、持続的で安全 な養殖水産物の生産・供給体制の 確保を図ります。	残留医薬品 検査数	9検体	○養殖水産物生産者に対する適正な養殖管理指導及び 検査の実施 ・養殖場の衛生管理及び水産用医薬品の使用指導 (①水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数: 2回、 ②生産者団体指導: 9回) ・養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施(7検体)	9検体	B	水産用医薬品適正指導等会議開催、 生産者団体指導及び養殖魚の水産用 医薬品残留検査の実施により、安全 な養殖水産物の生産・供給体制の確 保が図られた。	生産振興課
	(4)	畜産物の安全性を確保するため、 飼料及び動物用医薬品の適正な 流通と使用を図ります。	更新指導農 場数	20農場	ハサップ方式に準じた生産管理の手順を示した「彩の国 畜産物生産ガイドライン」に基づく管理が優良な農場とし て認証した「埼玉県優良生産管理農場」の管理水準の向 上により、安全・安心な畜産物生産の推進を図った。 現認証農場の衛生管理レベルの高位平準化	24農場	A	・「彩の国畜産物生産ガイドライン」に ついては県内全農家への普及推進が 完了している。 令和7年度の更新実績は24農場で あったため、当初計画した目標に対 して高い水準で実施できた。	畜産安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
	(小)	取組内容(細)							
	(続き) ウ 安全・ 安心な食 品の生産・ 供給	(イ) (続き) 畜産物の安全性を確保するため、 飼料及び動物用医薬品の適正な 流通と使用を図ります。	飼料の安全 性検査	5検体	飼料の安全性を確保するため、講習会の開催、畜産農家の巡回指導を実施するとともに、飼料の安全性検査(重金属含有量の検査)、飼料の品質・栄養成分の検査を実施した。 1 講習会 3回 2 巡回指導 100戸 3 飼料の安全性検査 16検体 4 飼料の品質・栄養成分検査 16検体	16検体	A	家畜保健衛生所が畜産農家を巡回し、飼料の適正な使用について確認及び指導をした。 また、病害虫防除所が飼料製造業者、販売業者に立入検査をするとともに飼料を収去し、その栄養成分や重金属の検査を実施した。当初計画した目標に対して高い水準で実施できた。	畜産安全課
			動物用医薬 品使用者等 立入指導件 数	250件	1 要指示医薬品流通使用監督指導 ・動物用医薬品使用者立入指導件数 262 件 ・動物用医薬品販売業者等立入指導件数 11件 2 薬剤耐性菌検査 0株(検査対象菌株が分離されなかった)	262件	A	1 当初計画した立入指導件数を達成し、適切に指導を実施した。 2 検査対象となる細菌が分離されなかったため、薬剤耐性菌検査は、実施しなかった。	畜産安全課
	エ 食品等 に関する 情報の提 供	消費生活講座の開催やホームページの活用等により、食の安全・安心に関する情報や学習機会を提供します。	消費生活講座 開催回数	2回	1 消費生活講座(食)の開催 1回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 12回 3 ホームページによる情報提供 161件 4 ホームページアクセス数 25,508回 5 Xの発信 260回 (ポスト100回・リポスト160回) 6 啓発資料の作成・配布 17,634部 *2・6は食以外の内容を含む	1回	B	一般県民・教職員等に対する消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。	消費生活支援センター
	オ リスク コミュニ ケーション 等への参 加の促進	食の安全・安心の確保に向けた議論と相互理解を目的として、食品等の生産から消費に至る関係者による「食の安全県民会議」を設置して、施策の実現を図ります。	食の安全推進委員会の 開催(回数)	3回	【第1回推進委員会】 ・日時:令和7年6月4日(水) ・内容: (1)事務局3課の食の安全・安心に係る今年度事業について (2)その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時:令和7年11月28日(金) ・内容: (1)食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(素案)について (2)令和6年度埼玉県食品表示調査員活動結果概要について (3)その他	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、2回の開催で関係者と十分な議論や意見交換を行い、食の安全・安心に係る施策を順調に推進することができた。	食品安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
3 消費者被害の未然防止									
(1) ぜい弱な消費者等への普及啓発									
ア 若年者 への普及 啓発	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して情報提供するとともに、教育機関等と連携します。		18歳成人に備えて学ぶ消費生活講座開催回数	60回	1 18歳成人に備えて学ぶ消費者教育講座の開催 87回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 12回 3 ホームページによる情報提供 161件 4 ホームページアクセス数 25,508回 5 Xの発信 260回 (ポスト100回・リポスト160回) 6 若者向けリーフレットの作成・配布 95,000部 7 教育ツール「ホントに分かる！消費生活」の配信 1回 8 教員研修への講師派遣 10回 9 教職員を対象とした消費者教育セミナーを実施 15回 309人 *2~5は若年者向け以外の内容を含む	87回	A	18歳成年に対応した消費生活講座を開催したほか、リーフレットの作成・配布、教育ツールの配信等を着実に実施した。	消費生活支援センター
	高齢者の消費者被害を未然に防止するため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して、消費者トラブルに関する情報を適時に提供するほか、消費生活に関する知識等を習得するための啓発講座を開催するなど普及啓発に努めます。		消費生活講座(中高年、上級)開催回数	・中高年 50回 ・上級 15回	1 消費生活講座の開催(中高年) 74回 消費生活講座の開催(上級) 28回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 12回 3 ホームページによる情報提供 161件 4 ホームページアクセス数 25,508回 5 Xの発信 260回 (ポスト100回・リポスト160回) 6 啓発資料の作成・配布 17,634部 *2~6は高齢者向け以外の内容を含む	・中高年 74回 ・上級 28回	A	中高年層、民生委員等の高齢者を見守る人を対象とした消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。	消費生活支援センター
	ウ 障害者、外国人、災害弱者等への普及啓発	(7)	介護保険などの福祉サービスに関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実に努めます。	聴覚障害者相談件数	なし	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延べ3,130件の相談に対応した。	なし	B	埼玉聴覚障害者情報センターに配置した2名の相談員が、センター及び県内各地で聴覚障害者等の相談に応じること、聴覚障害者の地域社会における自立した生活を支援することができた。
(4)		日本語の理解が不十分な外国人住民のために、多言語による情報提供の充実に努めます。	「埼玉県外国人の生活ガイド」の更新	年1回	①ホームページ等を使った多言語情報発信の充実 ・外国人住民向け県政情報のホームページの掲載(随時) ②生活情報や各種行政情報を掲載した「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び電子データの公開 ・日本語のほか10言語における「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び公開(年1回) ・WEBサイト翻訳サービス等を利用して閲覧できる「WEB版(日本語)」の掲載	年1回	B	・必要な情報を多言語で適切に情報発信した。 ・「埼玉県外国人の生活ガイド」の更新・掲載を行った。	国際課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)										
(小)		取組内容(細)								
	(ウ)	(続き) 障害者、外国人、災害弱者等への普及啓発	(7) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが自由に活動し、生き生きと豊かに生活できる社会の実現を目指すユニバーサルデザインの考え方の普及、啓発を図り、実践を促します。	ユニバーサルデザイン推進アドバイザー派遣受講者数	なし	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 実施回数:1回 実施場所:県内市役所 延べ参加人数:75人 ・ユニバーサルデザイン当事者参加推進研修会動画を公開(R8.2.26～) 視聴回数:131回(令和8年3月26日時点) ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年) ・県政出前講座「ユニバーサルデザイン」の実施 実施回数:6回 延べ参加人数:770人	75人	B	例年通りかつ計画通り事業を実施することができたため	文化振興課
	(2)高齢者等に対する地域の見守り力の向上									
	(ア)	福祉部門と消費生活部門の連携による高齢者等の見守り	(7) 高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、市町村における福祉部門と消費生活部門との連携を推進するための支援を行います。	「高齢者の消費者被害防止フォーラム」の開催	1回	高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラム1回と消費者被害防止地域見守り担当者講座4回を実施した。	1回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課
			(4) 市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	なし	なし	高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会で『埼玉県版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック』(A5版)を配布し、市町村の消費部門と福祉部門の連携を推進した。	なし	B	高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会において講師作成のテキストの配布等により啓発を図った。	消費生活課
	(イ)	市町村の要援護高齢者等支援ネットワークと消費者安全確保地域協議会の活用	(7) 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークを活用しながら、関係機関との連携による高齢者等の見守りの充実を図ります。	なし	なし	・市町村におけるネットワーク活動状況調査の実施 6月に調査を実施し、12月にとりまとめを市町村へ送付した。 ・要援護高齢者等支援ネットワーク会議の開催 12月19日にオンラインで実施し、147名が参加した	なし	B	市町村におけるネットワーク活動状況調査の実施や、要援護高齢者等支援ネットワーク会議の開催を適切に行うことができたため。	地域包括ケア課
			(4) 高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、要援護高齢者等支援ネットワークのような福祉のネットワークと連携した形で、市町村が消費者安全確保地域協議会を設置するよう促進します。 また、消費者安全確保地域協議会による高齢者等の見守りが円滑に行われるように、消費者安全確保地域協議会と消費者被害防止サポーターとの連携を推進します。	消費者安全確保地域協議会の設置数	41市町村	・高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化を図るためのフォーラム等を計5回実施した。 ・「消費者安全確保地域協議会」の設置を推進するため、市町村消費者行政担当課長会議において、情報提供を行い、高齢者の見守り体制の整備を図った。	38市町村	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行った。また、協議会設置の理解を促進した。	消費生活課
	(ウ)	各種団体との連携	地域に密着した活動をしている消費者団体・消費生活協同組合や事業者など各種団体との連携を推進します。	なし	なし	【適格消費者団体との連絡協議会】 令和7年10月27日及び令和8年2月17日の計2回開催した。 【県生活協同組合連合会との連絡協議会】 令和7年7月28日及び令和8年2月9日の計2回開催した。	なし	B	各団体の消費者行政に関する要望や現状における取組に対し、県の考えを示す場や情報共有する機会を持つことで、消費者問題の把握ができ、その解決に向けた一つのきっかけとなった。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小) 取組内容(細)							
(3)消費者の組織活動の促進								
ア 消費者の自主的 活動の促進	自立した消費者を育成するため、消費者団体が消費生活の安定及び向上を図るために行う健全かつ自主的な組織活動を支援します。	被表彰者数	15人	埼玉県消費生活功労者表彰 12人	12人	B	各消費者団体等の活動に対し表彰を行うことにより、消費者団体の活動の活性化が図られた。	消費生活課
イ 消費者 団体の交流・連携の 促進	消費者市民社会の実現に向けて、県内消費者団体の交流や連携を促進します。	消費者大会の実施	1回	補助金交付決定額:200千円	1回	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課
ウ NPO・ボランティア に対する活動促進・ 情報提供	県民がNPO活動等に参加しやすいよう、情報提供、相談対応、設立や運営支援、ネットワークづくりなどを進めます。	なし	なし	【NPO法人認証事務】 NPO法人認証事務を行った。令和7年度末法人数2,085法人 窓口相談延べ件数 558件(地域振興センターも含む) 【NPO情報ステーション運営事業】 1.アクセス件数(トップページのみ) 令和7年度実績 56,921件(前年度比3,169件増加) 2.登録団体数 令和7年度実績 2,941団体(前年度比17団体減少) [登録団体の内訳] 県内NPO法人、その他の任意団体、自治会などの地域団体、大学等教育機関、企業・商工団体、市町村・県など 3.登録団体による情報発信件数 令和7年度実績 282件(前年度比52件増加)	なし	B	NPO法人の設立認証等に係る相談に適切に対応した。 県の事業や共助のイベント、民間の助成金などの情報発信を行い、共助の担い手の支援や地域の協働を促進した。	共助社会づくり課
(4)消費者意見の反映								
ア 消費者の意見の 県政への反映	消費生活に関連する施策に関して消費者の意見が県政に反映されるよう、消費生活審議会を開催します。 また、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な県民で構成される「食の安全県民会議」を開催します。	消費生活審議会の開催(回数)	2回	審議内容等 ・埼玉県消費生活基本計画(第8期)のたたき台について ・事業者処分の状況(報告) ・県内の消費生活相談の状況(報告) ・埼玉県消費生活基本計画の進捗状況について(報告)	2回	B	計画通り2回の審議会を開催し、報告事項等について活発な議論がなされた。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)							
	(小)	取組内容(細)						
	(続き) ア 消費者 の意見の 県政への 反映	(続き) 消費生活に関連する施策に関して消 費者の意見が県政に反映されるよう、 消費生活審議会を開催します。 また、消費者、生産者、加工・流通業者 等の広範な県民で構成される「食の安 全県民会議」を開催します。	食の安全推 進委員会の 開催(回数)	3回 【第1回推進委員会】 ・日時: 令和7年6月4日(水) ・内容: (1)事務局3課の食の安全・安心に係る今年度事業について (2)その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時: 令和7年11月28日(金) ・内容: (1)食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(素案)につい て (2)令和6年度埼玉県食品表示調査員活動結果概要について (3)その他	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、 2回の開催で関係者と十分な議論や 意見交換を行い、食の安全・安心に係 る施策を順調に推進することができ た。	食品安全課
	イ 消費者 と事業者 等の交流 促進	食の安全・安心確保に向けた議論と相 互理解の場として、消費者、農業生産 者、食品加工・流通業者、学識経験者 などで構成する「食の安全県民会議」 を開催します。	食の安全推 進委員会の 開催(回数)	3回 【第1回推進委員会】 ・日時: 令和7年6月4日(水) ・内容: (1)事務局3課の食の安全・安心に係る今年度事業について (2)その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時: 令和7年11月28日(金) ・内容: (1)食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(素案)につい て (2)令和6年度埼玉県食品表示調査員活動結果概要について (3)その他	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、 2回の開催で関係者と十分な議論や 意見交換を行い、食の安全・安心に係 る施策を順調に推進することができ た。	食品安全課
4 消費者教育の推進								
(1)ライフステージに応じた消費者教育の推進								
	ア 学習指 導要領に 基づく消 費者教育 の推進	小・中・高等学校の各学年・教科等に おける、子供の発達段階や特性に応じ た消費者教育の推進を図ります。	高等学校に おける消 費者教育の推 進校数	137校 高等学校の家庭科、公民科等の授業において、消費者問 題や消費者の権利と責任などについて理解させるととも に、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者教 育を推進した。	137校	B	目標とした137校で実施できた。	高校教育指 導課
			なし	なし ・市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会の家庭、 技術・家庭科分科会(4月、9月、1月)において、消費者教育の 取組について情報提供を行った。 ・消費者教育研究協議会において、学校における消費者教育 の取組について、情報交換を行った。 ・埼玉県教職員等消費者教育セミナーの開催を各学校に周知 し、小学校18名、中学校47名の参加があった。 ・消費者教育の充実のための外部指導者の派遣事業を市町村 教育委員会に周知し、小学校6校(11講義)、中学校16校(22 講義)の実施があった。	なし	B	市町村教育委員会指導事務主管課長 等連絡協議会において消費者教育の 取組について情報提供を行うととも に、埼玉県教職員等消費者教育セミ ナーの開催について周知するなど、 消費者教育の推進を図ることができ たため。	義務教育指 導課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	イ 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、教員や生徒への支援を行います。	なし	なし	・消費者教育研究協議会及び消費者教育連携会議を開催し、消費者教育の今後の方向性等について教職員とともに情報交換及び意見交換会を実施。(消費生活支援センターが実施) ・消費者教育連携会議 1回開催 ・消費者教育研究協議会 1回開催 ・教職員等を対象とした教職員等消費者教育セミナーを実施(主催企画) 15回 309人受講 ・教職員研修への講師派遣 10回	なし	B	消費者教育の今後の方向性についての意見交換等に加え、教職員を対象とした研修、学校への講師派遣等を適正に実施した。	消費生活課
	ウ 家庭における消費者教育や自主学習の支援	家庭でできるトラブル対策や事故防止を促すため、家庭での消費者教育や自主学習に役立つ情報及び製品安全事故情報を迅速に提供します。また、事故情報等を活かした安全教育を推進します。	消費者啓発参考情報「くらしの110番」の配信	12回	各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 25,508回 ・Xの発信 260回(ポスト100回・リポスト160回) ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」(ホームページ掲載) 配信回数 1回	12回	B	県民が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を有効に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター
	エ 高齢者等に対する消費者教育	高齢者の学習の場である埼玉未来大学、公民館、自治会等において、消費生活講座の開催の充実を図ります。また、県や市町村の職員、消費生活相談員が自治会等に出向いて消費生活に関する知識を習得するための啓発講座を積極的に行います。市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	なし	なし	消費生活支援センターの消費生活講座を活用し、高齢者等の消費者トラブルを防止するための講座の開催を支援した。	なし	B	県政出前講座と消費生活支援センターが開催を支援する消費生活講座とのすみ分けが課題となり、令和6年度以降は、消費生活講座の活用へ移行した。消費生活講座の開催を支援することで、高齢者に対し、最近の悪質商法の手口や消費生活相談状況等の情報提供を行うことができた。	消費生活課
			消費生活講座開催回数	60回	1 中高年向け講座 74回 2 講演会 5回	79回	A	高齢者の消費者被害防止等につながるテーマを選定して講座を開催した。	消費生活支援センター
			消費者啓発参考情報「くらしの110番」の配信	12回	各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 25,508回 ・Xの発信 260回(ポスト100回・リポスト160回) ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」(ホームページ掲載) 配信回数 1回	12回	B	高齢者が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を有効に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
(続き) エ 高齢者 等に対する消費者 教育	(続き) 高齢者の学習の場である埼玉未来大学、公民館、自治会等において、消費生活講座の開催の充実を図ります。また、県や市町村の職員、消費生活相談員が自治会等に出向いて消費生活に関する知識を習得するための啓発講座を積極的に行います。市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	啓発資料の作成・配布部数	11,000部	啓発資料の作成・配布 17,634部	17,634部	A	講座での配布のほか、他機関主催のイベントにも積極的に参画し、県民に配布することができた。	消費生活支援センター	
		「高齢者の消費者被害防止フォーラム」の開催	1回	高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラム1回と消費者被害防止地域見守り担当者講座4回を実施した。	1回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課	
(2)多様な主体と連携した消費者教育の推進									
ア 教育部門との連携の推進	学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。	なし	なし	消費者教育研究協議会及び消費者教育連携会議を開催し、消費者教育の今後の方向性等について教職員とともに情報交換及び意見交換会を実施。(消費生活支援センターが実施) ・消費者教育連携会議 1回開催 ・消費者教育研究協議会 1回開催 金融金銭教育研究校2校を委嘱し、講座への講師派遣等の支援を実施した。	なし	B	金融金銭教育研究校2校を委嘱するとともに、学校関係者と消費者教育の在り方について情報交換を行い、消費者教育の必要性について理解を進めることができた。	消費生活課	
		消費者教育連携会議開催回数	1回	消費者教育連携会議 ○1回開催 令和7年7月14日(オンライン) ・消費生活支援センターの事業について ・教職員セミナーの案内と広報方法について ・各課で実施されている消費者教育・金融経済教育に係る現状と課題について ・埼玉県消費者教育連携会議設置要領の改訂について	1回	B	特別支援学校との連携を強化するため、教育局特別支援教育課の参加を実現することができた。	消費生活支援センター	
		消費者教育研究協議会開催回数	1回	消費者教育研究協議会 ○1回開催 令和8年2月5日(オンライン) ・消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について ・学校における消費者教育の現状と今後の方向性について ・金融教育研究校による研究発表	1回	B	研究校の成果報告を実施し、積極的な意見交換ができた。	消費生活支援センター	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
(続き) ア 教育部 門との連 携の推進	(続き) 学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。		教職員等消費者教育セミナーの開催回数	15回	教員局と連携し、教員のニーズを把握の上、セミナーを企画・開催した。 教職員等消費者教育セミナー 令和7年7月22、23日、29日、8月1日、5日 計5日間・15回	15回	B	・教員局と連携し、教員のニーズに即したセミナーを開催することができた。	消費生活支援センター
			「消費者教育指導力向上講座」開催回数	2回	消費生活支援センター等の関係機関と連携した「消費者教育指導力向上講座」を実施した。 ○教職員等消費者教育セミナー 令和7年7月22日(月)、23日(火)、29日(火)、8月1日(金)、8月5日(火)	1回	B	令和4年度から、年次進行で実施される高等学校学習指導要領による教育課程の実施及び成年年齢引下げに伴い、消費生活支援センター等の関係機関と連携することで、消費者教育指導力向上研修会を実施することができた。	高校教育指導課
			各研修で継続的に実施	各研修で1回	<高等学校初任者研修(全体)>12月3日 内容:消費者教育の意義と進め方 <家庭科> 中学校 初任者研修(8月22日) 高等学校 初任者研修(9月3日)・5年経験者研修(7月24日)・中堅教諭等資質向上研修(8月22日) 内容:家庭科授業での消費者教育について 内容:金融経済教育 中学校・高等学校の系統性を意識した家庭科授業 内容:家庭科授業での消費者教育について <地歴公民科> 高等学校 中堅教諭等資質向上研修(8月22日) 内容:教科横断的な視点での授業作り(消費生活について)	各研修で1回	B	計画に沿って実施できた。学習指導要領に即した実践的な研修を、今後も実施していきたい。	総合教育センター
			リーフレットの作成・配布部数	124,000部	悪質商法被害防止の若者向けリーフレット(関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン)の作成・配布 95,000部 ・県内高校2年生 ・県内国・公・私立高等学校、特別支援学校 ・県内大学・短期大学・専修学校 ・市町村、警察 外	95,000部	B	成年年齢引下げを受け、翌年度に18歳を迎える県内の高校2年生全員を対象とした啓発リーフレットを配布した。	消費生活支援センター
			消費生活講座開催回数	若年者 80回 (全体 166回)	若年者向け講座 116回 全体 272回	若年 116回 (全体 272回)	A	若年層が理解しやすい印象に残りやすい講座を実施した。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
イ 県消費生活支援センターの消費者教育の拠点機能の強化	学校で取り組む消費者教育、消費者教育の担い手を支援する機能の充実・強化を図ります。また、参加体験型の学習施設である生活科学センター(彩の国くらしプラザ)を活用し、消費生活に関する情報提供・学びの場の充実を図ります。	教職員等消費者教育セミナーの開催回数	15回	教員局と連携し、教員のニーズを把握の上、セミナーを企画・開催した。 教職員等消費者教育セミナー 令和7年7月22、23日、29日、8月1日、5日 計5日間・15回	15回	B	・教員局と連携し、教員のニーズに即したセミナーを開催することができた。	消費生活支援センター	
		リーフレットの作成・配布部数	124,000部	悪質商法被害防止の若者向けリーフレット(関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン)の作成・配布 95,000部 ・県内高校2年生 ・県内国・公・私立高等学校、特別支援学校 ・県内大学・短期大学・専修学校 ・市町村、警察 外	95,000部	B	成年年齢引下げを受け、翌年度に18歳を迎える県内の高校2年生全員を対象とした啓発リーフレットを配布した。	消費生活支援センター	
		生活科学センターの来館者数	159,000人以上	・生活科学センター来館者数 143,556人 来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどを実施した。 ・ホームページを活用し、「効果的な情報提供を行うとともにSNS活用についても強化を図るため、Instagramを運用し280人以上のフォロワーを獲得した。	143,556人	B	・生活科学センター来館者数 143,556人 来館者数がコロナ前の水準に戻りつつあり、多くの来館があった。 来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどを実施した。 ・ホームページを活用し、「効果的な情報提供を行うとともにSNS活用についても強化を図るため、Instagramを運用し280人以上のフォロワーを獲得した。	消費生活支援センター	
ウ 情報提供の機会拡充	ホームページ、SNSなどによる情報提供、啓発資料の作成配布、生活科学センター(彩の国くらしプラザ)における消費生活関連の図書資料や視聴覚教材ライブラリーの提供など、情報提供の充実を図ります。	消費生活講座開催回数	若年者 80回 (全体 166回)	若年者向け講座 116回 全体 272回	若年 116回 (全体 272回)	A	若年層が理解しやすい印象に残りやすい講座を実施した。	消費生活支援センター	
		消費者啓発参考情報「くらしの110番」の配信	12回	各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 25,508回 ・Xの発信 260回(ポスト100回・リポスト160回) ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」(ホームページ掲載) 配信回数 1回	12回	B	県民が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を有効に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所	
(中)										
(小)	取組内容(細)									
エ 地域の 担い手の 育成及び 資質の向 上	(続き) ウ 情報提 供の機会 拡充	(続き) ホームページ、SNSなどによる情報提供、啓発資料の作成配布、生活科学センター(彩の国くらしプラザ)における消費生活関連の図書資料や視聴覚教材ライブラリーの提供など、情報提供の充実を図ります。	啓発資料の 作成・配布部 数	11,000 部	啓発資料の作成・配布 17,634部	17,634 部	A	講座での配布のほか、他機関主催のイベントにも積極的に参画し、県民に配布することができた。	消費生活支援センター	
	エ 地域の 担い手の 育成及び 資質の向 上	(7)	地域の見守り活動や啓発活動を担うボランティアである消費者被害防止サポーター、消費生活に関する自主学習や啓発活動を行う県内の消費者団体・NPO等の活動支援、事業者と消費者との交流・情報交換の場の充実を図ります。 また、高齢者等を見守る人向けの研修講座を実施し、啓発活動への活用を促進します。	サポーター登録人数(新規)	1,250 人	・基礎講座の開催：開催数3回 ・フォローアップ研修の開催：開催数6回	1,172 人	B	サポーター登録人数を前年度より増やすことができ、消費者被害の防止を図る地域での見守り活動の担い手の育成に寄与した。	消費生活課
			研修・交流活動の実施(回数)	5回	全体研修・交流1回、地区別研修4回を実施した。	5回	B	消費者問題解決力を高めるための研修及び参加者の交流活動を行ったことにより、地域社会における消費者の連携、消費者問題解決力の強化に寄与した。	消費生活課	
			消費者大会の実施	1回	○事業者と消費者の交流・情報交換	1回	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課	
		(4)	消費者としての県民が、生産から食卓まで、食の安全性について総合的な理解を深めるための学習機会を提供します。リスクコミュニケーション研修会の開催や開催支援を行います。	リスクコミュニケーション研修会の開催(回数)	2回	○食の安全体験教室 9回 ・食中毒予防、手洗いのポイント等を主なテーマとして実施した。 ○食の安心サロン 23回 ・家庭でできる食中毒予防等を主なテーマとして実施した。 ○食のリスクコミュニケーション研修会 2回(ハイブリッド形式) ・講師を招き、食品安全に関するリスクコミュニケーションを主なテーマとして実施した。	2回	B	食の安全体験教室及び食の安心サロンについては、開催の依頼に適切に対応した。 リスクコミュニケーション研修会については、目標としていた回数の研修会を開催した。	食品安全課
オ 事業者 による消費者教育 の支援	従業員の消費生活トラブルを防ぐため、事業者が従業員を対象とした研修への支援を実施します。	特定商取引法及び県条例に基づく処分・指導件数 景品表示法に基づく措置命令・指導件数	150件 70件	【事業者指導】 事業者指導を通じて、従業員研修の実施を促した。 (特商法) 特定商取引法等に基づく行政処分：計7件 (内訳)指示処分：2件 業務停止命令：2件 業務禁止命令：3件 特定商取引法及び県条例による行政指導：計111件 (内訳)対面指導：34件 文書指導：77件 (景表法) ・商品やサービスにおける様々な表示に係る監視、指導や注意喚起 指導…59件(文書指導55件、口頭指導4件) 注意喚起のための啓発メール…52件	特商法 118件 景表法 59件	B	指導件数の増加を図ることで、より多くの事業者に対し、従業員研修の実施を促すことができた。	消費生活課		

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
(3)関係機関・団体、関係教育分野との連携									
ア 金融・ 金銭教育 の推進	学校における金融・金銭教育の効果的な方法の研究を図ることを目的に、埼玉県金融広報委員会が研究校を指定して実践研究を支援します。また、子供から大人までの幅広い年齢の方を対象に、お金の使い方や金融経済に関する知識等を学ぶ講座の開催やアドバイザー講師の派遣を行い、学習の機会を充実させます。	研究校の委嘱数	2校	埼玉県金融広報委員会が小・中・高等学校等から研究校を委嘱 2校 ・令和7～8年度委嘱 川越市立福原小学校 ・令和6～7年度委嘱 県立浦和商業高等学校	2校	B	・2校に対して随時情報提供、助言等を行うとともに、講座への講師派遣等の支援を実施した。 ・県立浦和商業高等学校の委嘱終了に伴う令和8年度からの研究校について、教育局の推薦を受けて選定した。	消費生活支援センター	
		マネー講座開催回数	5回	マネー講座の開催 5回 ・夏休み親子マネー講座 2回 ・親子で学ぶマネーとゼイの講座 1回 ・冬季親子マネー講座 2回	5回	B	グループワークなどを取り入れ、効果的に開催した。	消費生活支援センター	
		金融広報アドバイザーの派遣	54回	J-FLEC認定アドバイザーの派遣 52回 ・一般向け講座 9回 ・若者向け講座 19回 ・中高年向け講座 24回	52回	B	適切な講師を派遣し、効果的に実施できた。	消費生活支援センター	
	イ 法教育 の推進	弁護士会や司法書士会の協力により、弁護士や司法書士が学校に出向いて様々な社会問題についての紛争解決を考えたり、契約(ルール)の基本について理解を深める講座の充実を図ります。	弁護士会等との連携(打合せ・講師派遣)	3回	○ 弁護士等専門家(弁護士、司法書士及び大学教授等)を講師とした講座・講演の実施 ・大学生を対象とした消費者トラブルに関する講座 1回 ・広く県民を対象とした講演会 2回	3回	B	消費者教育や法教育について、県と弁護士会と打合せを行うとともに、県事業への講師派遣等を依頼した。	消費生活課
	ウ 情報モラル教育 の推進	子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭(保護者)、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。	子供安全見守り講座の開催数	280回	1 ネットアドバイザーによるデジタル・シティズンシップを取り入れた「こども安全見守り講座」を開催した。 2 ネットアドバイザースキルアップ研修会を開催した。	231回	B	「こども安全見守り講座」の開催数が、目標値の8割以上に達したため。また、ネットアドバイザーの資質・技能の向上を目的としたスキルアップ研修会を計画どおり実施したため。	青少年課
			保護者等啓発動画の作成	2回	○実態の把握と分析 ・県立学校を対象としたサイト監視の実施した。(通年) ・サイト監視の情報等からネットトラブル注意報と解説動画を発信した。(年12回) ○自助共助の取組 ・市町村教育委員会、公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」を周知し、インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を図ることができた。 ・保護者等啓発動画の作成し、全県立学校、市町村教育委員会に発信した。(年2回)	2回	B	年度当初の計画通り、サイト監視からの情報を公立学校に提供し、また、ネットトラブル注意報を年12回、啓発動画を年2回発信し、児童生徒のネットトラブル防止の指導につなげることができたため。	生徒指導課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	エ 食育の 推進	学校等で若い世代を対象に食の安全体験教室を実施し、食の安全に関する知識の普及を図ります。また、子育て世代を対象に、食の安全に関する知識を習得するための親子講座を開催し、情報提供を充実します。	リスクコミュニケーター研修会の開催(回数)	2回	○食の安全体験教室 9回 ・食中毒予防、手洗いのポイント等を主なテーマとして実施した。 ○食の安心サロン 23回 ・家庭でできる食中毒予防等を主なテーマとして実施した。 ○食のリスクコミュニケーター研修会 2回(ハイブリッド形式) ・講師を招き、食品安全に関するリスクコミュニケーションを主なテーマとして実施した。	2回	B	食の安全体験教室及び食の安心サロンについては、開催の依頼に適切に対応した。 リスクコミュニケーター研修会については、目標としていた回数の研修会を開催した。	食品安全課
5 持続可能な消費生活社会の実現									
(1)人や地域・社会に配慮した消費行動の推進									
	ア エシカル消費の 普及啓発	消費者が人や社会・環境に配慮した消費行動や、消費者自身が社会的課題に気づき、その解決に取り組む事業者を応援する消費活動を行う「エシカル消費」の普及啓発を実施します。	消費生活講座開催回数	2回	講座開催回数 4回	4回	B	高校生・教職員を対象として、エシカル消費に係る講座を実施した。	消費生活支援センター
			なし	なし	・事業者団体等と意見交換を実施した。 ・県政広報ラジオ番組でエシカル消費の啓発を行った。	なし	B	事業者団体との意見交換や県政広報番組による啓発で、消費者志向経営の推進に寄与した。	消費生活課
	イ 食品ロスの削減	埼玉県食品ロス削減推進計画に基づき啓発等に取り組むとともに、食品ロス削減に向けて県民運動として展開します。	食品ロス量(t)	233千t (R8年度)	○県内の大学等へ食品ロス専門家を講師として派遣 3回 ○更新を迎える災害備蓄食料の有効活用策として、災害備蓄食料を保有する事業者とフードバンク等をマッチング ・フードバンク等への提供を希望する事業者を県で登録(累計45事業者) ・令和7年度末までに累計約26.1万点の食品を提供 ・県保有の災害備蓄食料を、更新に合わせてこども食堂等へ計7,750食提供 ○「県下一斉フードドライブキャンペーン」の展開 ・令和7年10月1日から11月30日にかけて実施 ・112団体765窓口(市町村、社会福祉協議会、コープみらい等)において食品の提供を受け付け、集まった約40,000点(約18.0トン)の食品を県内各地のフードバンクやこども食堂等に寄附 ○埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム「フードロス削減分科会」会員企業との連携 ・株式会社ファミリーマートと連携して県内小学校で「食品ロス削減授業×フードドライブ実践」事業を実施(令和7年9月～11月、令和8年1月～2月)	177千t (R5年度)	A	家庭系食品ロス・事業系食品ロスそれぞれの対策について、取組の幅を広げて実施したため。	資源循環推進課
	ウ 地産地消の推進	県民の県産農産物の購入機会の拡大と利用促進を図ります。	県産農産物コーナー設置店舗数	25店舗	・地産地消推進会議の実施 ・地産地消月間キャンペーンの実施 ・県産農産物サポート店、県産農産物コーナーの設置促進	30店舗	A	いずれの取組も設定した目標水準を達成したため	農業ビジネス支援課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
(2)人や地域・社会に配慮した事業活動推進の支援									
ア	消費者志向経営の推進	事業者が消費者全体の視点に立って、健全な市場の担い手として持続可能で望ましい社会の構築に向けて社会的責任を自覚して事業活動を行うため、消費者団体や事業者団体などと連携を図りながら消費者志向経営の推進を支援します。	特定商取引法及び県条例に基づく処分・指導件数 景品表示法に基づく措置命令・指導件数	150件 70件	【事業者指導】 事業者指導を通じて、消費者志向経営を行うよう促した。 (特商法) 特定商取引法等に基づく行政処分:計7件 (内訳)指示処分:2件 業務停止命令:2件 業務禁止命令:3件 特定商取引法及び県条例による行政指導:計111件 (内訳)対面指導:34件 文書指導:77件 (景表法) ・商品やサービスにおける様々な表示に係る監視、指導や注意喚起 指導…59件(文書指導55件、口頭指導4件) 注意喚起のための啓発メール…52件	特商法 118件 景表法 59件	B	指導件数の増加を図ることで、より多くの事業者に対し、消費者志向経営を行うよう促すことができた。	消費生活課
イ	エコ農業の推進	エコ農業に取り組む産地、生産者に対して研修会や情報交換会等の開催及びイベント等でのPRや商談会等への出展を支援します。	環境保全型農業の取組面積	293ha	26市町、47経営体に対する支援を行い、環境保全型農業の取組面積は325haとなった。	325ha	A	県・市町村職員に対する事業説明会、生産者を対象とした説明会を開催するとともに、交付金申請事務当の支援を適切に行うことで、取組を計画敵に進めることができたため。	農産物安全課
ウ	SDGs推進商店街の支援	埼玉県商店街振興組合連合会と埼玉県商店街連合会が実施するSDGsに向けた取組を支援します。	なし	なし	(埼玉県商店街振興組合連合会) 森林の健全な成長を促進するために、伐採される間伐材を有効活用したボールペンを作成し、会員である各商店街振興組合に配布することで、循環型社会の普及啓発を図った。 (埼玉県商店街連合会) 3Rのロゴを使用したエコバック及び啓発用チラシを作成し、事業に参加する商店街(会)や各地区商連イベントに参加の消費者等へ配布することで、3Rの周知を図った。	なし	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サービス産業支援課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小) 取組内容(細)									
(3)環境への配慮									
ア 環境教育の推進	環境に配慮した消費生活を送ることができる消費者の育成のため、環境アドバイザーの登録・紹介や環境学習応援隊の派遣を通して学校や地域における環境学習活動の充実を図ります。	環境アドバイザー及び環境学習応援隊の登録件数	237件	1. 環境アドバイザーの登録・活動情報収集 市民団体や小・中学校等が主催する学習会や講演会等環境保全活動に対して専門的な見地から指導や助言を行う方を環境アドバイザーとして登録し、紹介した。また、活動したアドバイザーから活動情報を収集し、HPで公開した。【登録者数:135名】【活動実績:991件 受講者数:41,393名】 2. 環境学習応援隊の派遣 環境保全のノウハウや環境学習プログラムを提供する企業等を「環境学習応援隊」として学校に派遣し、学校現場の環境教育を支援した。【登録者数:95者】【派遣実績:33件 受講者数:2,903名】	230件	B	環境アドバイザー及び環境学習応援隊の合計登録件数は目標値をわずかに下回ったが、合計派遣回数・受講者数は昨年度と同程度の水準を維持しており、幅広く活用されている。	環境政策課	
		なし	なし	1. こどもエコクラブ活動への助成 こどもエコクラブの子供たちの環境学習を支援するため、活動費の一部を助成した。【交付団体数 39団体】 2. こどもエコフェスティバルの開催 こどもエコクラブの活動発表の場を提供するため、こどもエコフェスティバルを開催した。【来場者数 合計約1,800人】	なし	B	こどもエコクラブ活動費の申請団体は例年40件前後で推移している。令和7年度は同程度の申請数であったため、例年と同程度の支援を実施できたといえる。 こどもエコフェスティバルでは、各こどもエコクラブの活動紹介のステージ発表や、作成した活動紹介レポートの展示、ブースでのワークショップ実施などを行い、活動発表の機会を確保した。	環境政策課	
		累計受賞者数	なし	○募集の広報 ○応募数 33件 ○表彰数 15件(大賞2件、優秀賞8件、奨励賞5件) ○表彰式開催	なし	B	例年と比較し応募者数は減少したものの、表彰数については同規模であり、規模を変えず他の模範となる優れた取組を表彰することで、引き続き環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図ることができた。 (応募者数)R5:69件、R6:62件、R7:33件(表彰数)R5:20件、R6:18件、R7:15件	環境政策課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和7年度実績・自己評価結果 一覧

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R7 目標値	R7年度事業実績	R7指標 実績値	自己 評価	自己評価理由	担当課所
(中)									
(小)	取組内容(細)								
	イ 3R (Reduce ,Reuse, Recycle)の推進	プラスチックごみの削減及び適正処理の推進とプラスチック資源の循環的利用を促進します。	一般廃棄物の1人1日あたりの最終処分量(g/人・日)	27 (R8年度)	①県が行う3R講座の受講者数:2,707人 ②彩の国リサイクル製品(主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を埼玉県知事が認定し、広報等を行うことで、利用を促進するもの) 認定状況:令和7年度新規認定1件・R7年度末累計31件 ③サーキュラーエコノミー(循環経済)*を推進するため、サーキュラーエコノミーに取り組む事業者、市町村、消費者団体等で構成する「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」を設置(令和7年度末会員数407者)。サーキュラーエコノミーに関する先進事例の共有、会員の交流の機会の提供、事業連携支援を実施。	29 (R6年度)	B	1人1日当たりの最終処分量は、令和6年度時点で29gであり、令和8年度の目標である27gに向け、今後の実績値の確認及び、最終処分量削減に向け、対策を行っていく。	資源循環推進課
	ウ 脱炭素社会づくり、再生可能エネルギーの普及啓発	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減のため、家庭における省エネ対策の促進と県民への普及啓発を実施します。	エコライフDAY・WEEK実施回数	2回	○脱炭素社会の実現に向けた普及啓発 エコライフDAY&WEEK埼玉の実施(夏:令和7年6月～10月、冬:令和7年11月～3月) 「クールビズ」を中心とした夏のキャンペーン実施(令和7年5月～10月) 「ウォームビズ」を中心とした冬のキャンペーン実施(令和7年12月～3月) SNSを活用した情報発信の実施 ○家庭での省エネ対策の強化 「家庭の省エネ相談会」8回開催 「家庭の省エネ実践講座」7回開催 ○児童等への効果的な環境教育の推進 県内小学校向けの副読本の活用依頼を実施 ○地球温暖化防止活動推進員研修を実施(4回)	2回	B	予定していた計画通り、温暖化対策に係る普及啓発事業の実施ができたため。	温暖化対策課
			補助件数	3,340件	住宅用省エネ・再エネ設備の導入を支援した。 【補助件数】2,743件	2,743件	B	補助件数が目標値の8割以上を達成したため	エネルギー環境課